

平成 25 年 11 月 27 日開会

平成 25 年 11 月 27 日閉会

平成 25 年第 7 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成 25 年 11 月 27 日

平成 25 年第 7 回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 41 号 平成 25 年度北方町一般会計補正予算（第 4 号）を定めるについて（町長提出）
- 第 4 議案第 42 号 工事請負契約の変更について（町道 205 号線道路改良工事）（町長提出）
- 第 5 議案第 43 号 工事請負契約の変更について（町道 136 号線道路改良（第 1 工区）工事）（町長提出）
- 第 6 議案第 44 号 工事請負契約の変更について（町道 136 号線道路改良（第 2 工区）工事）（町長提出）
- 第 7 議案第 45 号 工事請負契約の変更について（町道 381 号線道路改良工事（第 1 工区））（町長提出）
- 第 8 議案第 46 号 工事請負契約の変更について（町道 381 号線道路改良工事（町道 205 号交差点部））（町長提出）
- 第 9 議案第 47 号 工事請負契約の変更について（町道 381 号線道路改良工事（第 2 工区））（町長提出）
- 第 10 発議第 9 号 庁舎建設特別委員会設置に関する決議（議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 10 まで

（追加日程）

第 1 庁舎建設特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

出席議員（10 名）

1 番	杉 本	真由美
2 番	安 藤	哲 雄
3 番	安 藤	巖
4 番	鈴 木	浩 之
5 番	安 藤	浩 孝
6 番	伊 藤	経 雄
7 番	立 川	良 一
8 番	戸 部	哲 哉
9 番	井 野	勝 已
10 番	日 比	玲 子

欠席議員 な し

説明のため出席した者の職氏名

町	長	室 戸	英 夫
副 町	長	野 崎	眞 司
総 務 課	長	林	賢 二
都市環境農政課			
技 術 調 整 監		坂 口	雅 紀
都市環境農政課長		奥 村	英 人

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長		安 藤	ひとみ
書 記		恩 田	直 紀
書 記		沼 波	知 樹

開会 午前10時58分

○議長(立川良一君) 大変寒さも厳しさも増して参りました。全員の方々にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。12月の定例議会が控えておりますのでくれぐれも健康に注意されまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第7回北方町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(立川良一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番 戸部哲哉君、及び9番 井野勝己君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(立川良一君) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(立川良一君) ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議案第41号から日程第9 議案第47号まで

○議長(立川良一君) 日程第3、議案第41号平成25年度北方町一般会計補正予算(第4号)を定めるについてから、日程第9、議案第47号工事請負契約の変更について(町道381号線道路改良工事(第2工区))を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(室戸英夫君) 平成25年第7回北方町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては全員のご出席をいただきましたことを御礼を申し上げます。順次提案説明をさせていただきますしたいと思います。

議案第41号平成25年度北方町一般会計補正予算(第4号)を定めるについてでございます。これは既存の予算総額に810万円を追加させて

いただきまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 52 億 9922 万円とさせていただきます。その内容につきましては全協でもお話をさせていただいた通りでございますが、総務費・民生費・土木費の三款につきましてそれぞれ補正させていただくものでございます。

議案 42 号につきましては、これは工事の請負契約の変更についてでございますが、平成 25 年 3 月 29 日に議決をいただきました町道 205 号線工事請負契約の事項中、その内容につきましては 1 億 1445 万円を 1 億 1201 万 4000 円に契約金額を変更させていただくものです。

議案第 43 号、同様に工事請負契約の変更についてでございます。これも平成 25 年 3 月 29 日に議決をいただきました町道 136 号線の道路改良工事（第 1 工区）のその請負契約について、その金額を変更しようとするものでございます。変更いたします金額につきましては 1 億 395 万円を 1 億 450 万 8600 円に変更をさせていただくものでございます。

議案第 44 号、同様に工事請負契約の変更についてでございますが、平成 25 年 3 月 29 日の議決に基づきます町道 136 号線道路改良工事（第 2 工区）、その契約の内容について金額、工期について変更をお願いするものでございます。契約金額につきましては 1 億 710 万円を 1 億 1820 万 9000 円に変更でございますし、工期につきましては平成 25 年 12 月 20 日までとさせていただいたのを平成 26 年 1 月 31 日まで工期延長をお願いするものでございます。

議案第 45 号、同様に工事請負契約の変更についてでございます。平成 25 年 3 月 29 日の議会において議決をいただきました町道 381 号線道路改良工事（第 1 工区）の契約内容を変更したいとするものでございます。その内容につきましては、まず契約金額を 1 億 185 万円から 9691 万 7100 円に変更させていただくことと、その工期につきましては平成 25 年 12 月 20 日までを平成 26 年 3 月 20 日までに変更しようとするものでございます。

議案第 46 号でございます。同様に工事請負契約の変更についてでございますが、これも 3 月 29 日に議決をいただきました町道 381 号線道路改良工事（町道 205 号交差点部）についての契約の内容を変更させていただこうとするものでございます。変更いたします内容につきましては、契約金額と工期について変更をいたすものでございますが、その契約金額は 8977 万 5000 円を 9675 万 9600 円に変更させていただき、工期につきましても平成 25 年 12 月 20 日までを平成 26 年 3 月 20 日までに変更させていただこうとするものでございます。

議案 47 号、同様に工事請負契約の変更についてでございますが、平

成 25 年 3 月 29 日に議決をいただきました町道 381 号線道路改良工事(第 2 工区) 請負契約事項中に変更を生じたものでございます。契約の金額を 9429 万円を 9812 万 1450 円に変更とともに工期を平成 25 年 12 月 20 日までを平成 26 年 3 月 20 日までにそれぞれ変更するものです。

十分なご審議をいただきまして、適切にご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(立川良一君) 議案第 41 号平成 25 年度北方町一般会計補正予算(第 4 号)を定めるについてを議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑省略」の声あり]

○議長(立川良一君) 質疑省略の声があります。これで質疑を終ります。これから討論を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長(立川良一君) 討論省略の声がありますので、これから議案 41 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(立川良一君) ご異議なしと認めます。したがって議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

○議長(立川良一君) 議案第 42 号工事請負契約の変更について(町道 205 号線道路改良工事)を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑討論省略」の声あり]

○議長(立川良一君) 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第 42 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(立川良一君) ご異議なしと認めます。したがって議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

○議長(立川良一君) 議案第 43 号工事請負契約の変更について(町道 136 号線道路改良(第 1 工区)工事)を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

○7 番(戸部哲哉君) 先ほど全協の中でお聞きしたんですが、この区間は交通量が多いということでガードマンの増員による増額とお聞きしたんですが、道路延長の増額減額が他の議案では出ておりますけども、

ガードマンの増員となると、その負担を町の方がしないかということですよ増額するということは、当初見積もりの中でも当然ガードマンの人数は規定の人数で何人配置せよということはあると思うんで、当然入札の金額に含まれておる訳なんですけど、このガードマンの増員は町の方からの要請のためにこの増額になったのか、単に交通量が多く業者がそれだけガードマンが増えたからこれだけ増額してくれという増額なのか、そこら辺をお聞かせください。

- 議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。
- 都市環境農政課長（奥村英人君） ガードマンの積算につきましては、道当たりの作業量というのが歩掛の中に当然のってる訳です。当初はそのように設計するわけですが交通事情だとかですね、ここは店舗もありますので店舗の事情により、やむなくガードマンを増員して作業しなくてはならないというのが出てまいりますので、その時は町の方がガードマンを要請いたしますので、設計変更においてガードマンの増員分を積上げで変更設計を見るとなっておりますので、そのような形で今回変更させております。ご理解をお願いします。
- 議長（立川良一君） 戸部君。
- 7番（戸部哲哉君） 町の要請であれば町の負担はやもえんと思うんですが、議第が跨りますが、そうすると次の第2工区の方ですね。感覚的に言うと交通量は、信号待ちとかの部分で交通量はこっちの方が多いと思うんですが、延長部分は分かるとして、前の段階の中にガードマンの増額は入ってますか。
- 議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。
- 都市環境農政課長（奥村英人君） 当然、136号線の方にもガードマンに対する増員分、設計変更で増やしてあります。
- 議長（立川良一君） 戸部君。
- 7番（戸部哲哉君） 今回の増額分の中にガードマンの分と延長分が入っているんですね。
- 議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。
- 都市環境農政課長（奥村英人君） その通りです。
- 議長（立川良一君） 戸部君。
- 7番（戸部哲哉君） 金額分かりますか。ガードマンの。
- 都市環境農政課長（奥村英人君） 申し訳ございません。今、設計書がございませんので、設計書の中身を精査すれば金額の方は分かりますので、後でお知らせします。
- 議長（立川良一君） 他にございませんか。

○議長（立川良一君） これで質疑を終ります。これから討論を行います。
[「討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第43号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 議案第44号工事請負契約の変更について（町道136号線道路改良（第2工区）工事）を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 議案第45号工事請負契約の変更について（町道381号線道路改良工事（第1工区））を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第45号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 議案第46号工事請負契約の変更について（町道381号線道路改良工事（町道205号交差点部））を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第46号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 議案第 47 号工事請負契約の変更について（町道 381 号線道路改良工事（第 2 工区））を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第 47 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 発議第 9 号

○議長（立川良一君） 日程第 10 発議第 9 号庁舎建設特別委員会設置に関する決議について議題とします。提案理由の説明を求めます。

井野勝己君。

○9 番（井野勝己君） 庁舎建設特別委員会設置に関する決議についての提案をさせていただきます。庁舎建設特別委員会を次のとおりに設置するものであります。名称は庁舎建設特別委員会、設置の根拠として地方自治法第 110 条及び委員会条例第 4 条、目的としては庁舎建設に対する調査であります。また、委員会の定数は 10 名と定めるものであります。よろしくご審議の程お願いします。以上、提案説明を終わります。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「質疑討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから発議第 9 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって発議第 9 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました庁舎建設特別委員会の選任については、委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、日比玲子君、井野勝己君、戸部哲哉君、伊藤経雄君、安藤浩孝君、鈴木浩之君、安藤巖君、安藤哲雄君、杉本真由美君、立川良一の以上の 10 名を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 10 名の諸君を庁舎建設特別委員に選任することに決定しました。

休憩します。

11 時 20 分休憩

11 時 28 分再開

○議長（立川良一君） 再開します。

休憩中に庁舎建設特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたのでご報告します。委員長に伊藤経雄君、副委員長に戸部哲哉君です。

○議長（立川良一君） 委員長から庁舎建設特別委員会の閉会中の継続審査申し出がありましたので日程に追加し、追加日程 1 として議題としたいと思います。これにご異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。よって、庁舎建設特別委員会の閉会中の継続調査申し出を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

追加日程第 1 庁舎建設特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（立川良一君） 追加日程第 1 庁舎建設特別委員会の閉会中の継続申し出についてを議題とします。委員長から所掌事務のうち、会議規則第 71 条の規定により、「庁舎建設に対する調査について」閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（立川良一君） 本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。平成 25 年第 7 回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 11 時 30 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 25 年 11 月 27 日

議 長

署名議員

署名議員